

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第36条 研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。	第36条 研究科(総合生存学館及び地球環境学舎を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。
2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。	2 (同 左)
3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。	3 (同 左)
4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。	4 (同 左)
5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。	5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。
6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。	6 (同 左)
(中 略)	
第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することがある。	第39条 (同 左)
(1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。	(1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程(総合生存学館を除く。)における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
(2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。	(2) (同 左)
第40条 } (略)	第40条 } (同 左)
第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。	第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長(総合生存学館長及び地球環境学舎長を含む。以下同じ。)の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。
第42条 (略)	第42条
第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。	第42条の2 (同 左)
2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。	2 (同 左)
	3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定(相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学金及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。)に基づき受け入れる外国人留学生は、検定料の納付を要しない。
第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。	第42条の3 (同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額 第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>(中 略)</p> <p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p> <p>第54条 (略)</p> <p>第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国人留学生は、入学料の納付を要しない。</p> <p>第51条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国人留学生は、授業料の納付を要しない。</p> <p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。<u>(法科大学院にあつては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。)</u>この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(総合生存学館長及び地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p> <p>第54条 } 第55条 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。 (中 略)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～7 } (略)</p> <p>第66条 } 第6章 授業料等の額</p> <p>第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程(総合生存学館を除く。)において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。</p> <p>第65条 (同 左)</p> <p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p> <p>3～7 } (同 左)</p> <p>第66条 } 第6章 授業料等の額</p> <p>第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学 科 名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60 (10)	260
法学部		330 (10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240 (20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	633
	人間健康科学科	143 (17)	606
	計	250 (17)	1,239
薬学部	薬科学科	50	200
	薬学科	30	180
	計	80	380
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総 計		2,866 (57)	11,843

（備考）入学定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専 攻 名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合 計 収 容 定 員
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	
文学研究科	文献文化学専攻	36	72	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	22	44	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	22	44	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	20	40	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	10	20	5	15	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育科学専攻	28	56	14	42	—	—	159
	臨床教育学専攻	14	28	11	33	—	—	
	計	42	84	25	75	—	—	
法学研究科	法政理論専攻	15	30	30	90	—	—	120
経済学研究科	経済学専攻	44	88	44	132	—	—	220

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計 収容員
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	45	135	—	—	
	地球惑星科学専攻	50	100	30	90	—	—	
	化学専攻	61	122	30	90	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	141	564	813
	医科学専攻	20	40	10	30	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	49	98	15	45	—	—	
	計	69	138	37	111	141	564	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	22	44	—	—	<u>252</u> 244
	薬学専攻	—	—	—	—	15	30	
	創薬科学専攻	—	—	—	11	—	—	
	生命薬科学専攻	—	—	—	11	—	—	
	医療薬科学専攻	—	—	—	7	—	—	
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—	
	計	64	128	29	94	15	30	
工学研究科	社会基盤工学専攻	66	132	12	36	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	64	128	12	36	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	72	144	24	72	—	—	
	機械理工学専攻	56	112	18	54	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	28	56	8	24	—	—	
	航空宇宙工学専攻	23	46	8	24	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	38	76	11	33	—	—	
	分子工学専攻	34	68	12	36	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	31	62	10	30	—	—	
	化学工学専攻	31	62	9	27	—	—	
計	688	1,376	197	591	—	—		
農学研究科	農学専攻	23	46	11	33	—	—	886
	森林科学専攻	45	90	22	66	—	—	
	応用生命科学専攻	48	96	22	66	—	—	
	応用生物科学専攻	50	100	23	69	—	—	
	地域環境科学専攻	48	96	20	60	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	11	33	—	—	
	食品生物科学専攻	25	50	11	33	—	—	
	計	263	526	120	360	—	—	

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計 収容 定員
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
人間・環境学 研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科 学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域研究 研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	50 54	<u>150</u> 146
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	40 32	
	計	—	—	—	—	30	150 146	
情報学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	45	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	複雑系科学専攻	20	40	6	18	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	18	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	24	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	33	—	—	
	計	189	378	60	180	—	—	
生命科学研 究科	統合生命科学専攻	37	74	17	51	—	—	249
	高次生命科学専攻	38	76	16	48	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	20	20
地球環境学 舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	
総	計	2,215	4,430	919	<u>2,764</u> 2,779	<u>206</u> 186	<u>764</u> 725	<u>7,958</u> 7,934

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	90	180	180
総	計	324	808	808